

中華人民共和國

外商投資商業分野管理弁法

(商務部令 2004 年第 8 号)

《外商投資商業分野管理弁法》は中華人民共和國商務部第 6 回部務會議で審議し可決された。ここに《外商投資商業分野管理弁法》を公布し 2004 年 6 月 1 日から実施する。

部長 薄熙來

2004 年 4 月 16 日

第 1 条 對外開放をより拡大し、市場流通體系を完全にするために、《中華人民共和國中外合弁經營企業法》、《中華人民共和國中外合作經營企業法》、《中華人民共和國外資企業法》及び《公司法》など法律、行政法規に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 外国の会社、企業及びその他の經濟組織又は個人（以下「外国投資者」と略称）が中国国内において外商投資商業企業を設立して經營活動に従事する場合、本弁法を遵守する。

第 3 条 外商投資商業企業とは、下記經營活動に従事する外商投資企業を指す。

（一）コミッション代理：商品の販売代理商、仲買人又は競売人又はその他の卸売業者が、費用の受け取りを通じ、契約に基づき他人の商品を販売及び関連付帯サービスを行なう。

（二）卸売：小売商及び工業、商業、機構などのユーザー又はその他の卸売商に対して商品販売および関連する付帯サービスをする。

（三）小売：固定の場所において、又はテレビ、電話、郵送販売、インターネット、自動販売機を通じて、個人又は団体の消費使用に供する商品の販売及び関連する付帯サービスをする。

（四）フランチャイズ經營：報酬又はフランチャイズ經營費を受取るために、契約の締結を通じて他人にその商標、商号、經營モデルなどを使用させる。

外国の会社、企業及びその他の經濟組織又は個人が前項（一）、（二）、（三）、（四）で規定する經營活動に従事する場合は、必ず中国国内に設立した外商投資企業を通じて經營活動しなければならない。

第 4 条 外商投資商業企業は、中華人民共和國の法律、行政法規及び関連の規則を遵守しなければならない、その正当な經營活動及び合法的な權益は中国の法律により保護される。

第 5 条 国家の商務主管部門は、法に基づき、外商投資商業分野及び外商投資商業企業の經營活動に対して監督及び管理を行う。

第 6 条 外商投資商業企業の外国投資者は、良好な信用を有さなければならない、中国の法律、行政法規及び関連規則に違反する行為があってはならない。比較的高い經濟力、先進的な商業經營管理經驗及び販売技術、広範な国際販売網を持つ外国投資者が外商投資商業企業を設立することを奨励する。

第7条 外商投資商業企業は下記要件を満たさなければならない。

- (一) 最低登録資本金が『公司法』の関係規定に適合すること。
- (二) 外商投資企業の登録資本及び投資総額の関係規定に適合すること。
- (三) 外商投資商業企業の経営期間は一般に30年を超えず、中西部地区に設立する外商投資商業企業の経営期間は一般に40年を超えない。

第8条 外商投資商業企業の店舗開設は下記要件を満たさなければならない。

- (一) 商業企業の設立申請と同時に店舗の開設を申請する場合は、都市発展及び都市商業発展の関係規定に適合しなければならない。
- (二) 設立認可済みの外商投資商業企業が店舗の増設を申請する場合は、第(一)項の要件を満たした上で、下記要件をも満たさなければならない。
 1. 期日通りに外商投資企業の連合年度検査に参加し、かつ年度検査に合格していること。
 2. 企業の登録資本が全て払い込まれていること。

第9条 承認を経て、外商投資商業企業は次の業務を営むことができる。

(一) 小売業務に従事する外商投資商業企業：

1. 商品の小売
2. 自営商品の輸入
3. 買入れた国内製品の輸出
4. その他の関連付帯業務

(二) 卸売業務に従事する外商投資商業企業：

1. 商品の卸売
2. コミッション代理（競売を除く）
3. 商品の輸入出
4. その他の関連付帯業務

外商投資商業企業は他人にフランチャイズ方式で店舗を開設させることができる。

外商投資商業企業は承認を経て、上記の1種類或いは数種類の販売業務に従事することができ、その営む商品の種類は契約、定款の経営範囲に関する記述中に明記しなければならない。

第10条 外商投資商業企業の設立と店舗の開設は、下記手続きによる。

(一) 外商投資商業企業のプロジェクト立項、フィージビリティスタディ報告及び企業設立の一括申告および認可。

(二) 本条第一項(三)、(四)に別途規定のある場合を除き、設立予定の外商投資商業企業の投資者、店舗開設を申請する設立済み外商投資商業企業は、外商投資商業企業登録地の省級商務主管部門へそれぞれ第十二条および第十三条に定める申請文書を送付しなければならない。省級商務主管部門は送付された書類に対して初審を行った後、すべての申請文書を受け取った日から1か月以内に商務部へ報告する。商務部はすべての申請文書を受け取った日から3か月以内に、認可するか否かの決定を行わなければならない。設立を認可するものについては『外商投資企業批准証書』を発給する。認可しないものについては、その理由を説明しなければならない。

商務部は本弁法に基づき省級商務主管部門に授権して上述申請の審査認可を行わせることができる。

(三) 小売業務に従事する外商投資商業企業がその所在地の省級行政区域内において店舗を開設するとき、次の要件を満たし、且つ経営範囲がテレビ、電話、郵送販売、インターネット、自動販売機での販売及び本弁法第 17 条、第 18 条に掲げる商品にかかわらない場合は、当該省級商務主管部門がその審査認可権限内において審査認可を行い、かつ商務部に報告する。

1. 単一店舗の営業面積が 3000 平方メートルを超えず、かつ店舗数が 3 店舗を超えず、その外国投資者が設立した外商投資商業企業を通じて中国において開設する同類店舗の総数が 30 店舗を超えないこと。

2. 単一店舗の営業面積が 300 平方メートルを超えず、店舗数が 30 店舗を超えず、その外国投資者が設立した外商投資商業企業を通じて中国において開設する同類店舗の総数が 300 店舗を超えないこと。

(四) 中外合弁、合作商業企業の商標、商号の所有者が内資企業、中国の自然人で、かつ中国投資者が外商投資商業企業においてマジョリティを有し、当該外商投資商業企業の経営範囲が本弁法第 17、18 条に掲げる商品にかかわらないとき、その設立開及び店申請は企業所在地の省級商務主管部門がその審査認可権限内において審査認可する。省をまたいで店舗を開設するときは、開設予定店舗所在地の省級商務主管部門の意見も求めなければならない。

省級商務主管部門は、商務部の授權を経ずに、本条第一項(三)、(四)に定める審査認可権を勝手に下部に委譲してはならない。

第 11 条 投資者は批准証書を受け取った日から 1 か月以内に、『外商投資企業批准証書』をもって、工商行政管理機関で登記手続きを行わなければならない。

第 12 条 外商投資商業企業の設立申請には、下記書類を送付しなければならない。

- (一) 申請書
- (二) 投資各方が共同で署名したフィージビリティスタディ報告
- (三) 契約書、定款(外資商業企業は定款のみを提出)及びその付属文書
- (四) 投資各当事者の銀行資本信用証明、登記登録証明(コピー)、法定代表者の証明(コピー)、外国投資者が個人である場合は身分証明書を提出しなければならない。
- (五) 投資各当事者の会計士事務所の監査を経た直近 1 年の監査報告書
- (六) 中国投資者が中外合弁、合作商業企業へ投入予定の国有資産についての評価報告
- (七) 設立予定の外商投資商業企業の輸出入商品目録
- (八) 設立予定の外商投資商業企業の董事会構成員名簿及び投資各当事者の董事任命書
- (九) 工商行政管理部門が発行した企業名称事前許可通知書
- (十) 開設予定店舗用地の使用権証明文書(コピー)及び(又は)建物賃貸借契約(コピー)、但し営業面積が 3000 平方メートル以下の店舗を開設する場合を除く。
- (十一) 開設予定店舗所在地政府の商務主管部門が発行した、都市発展及び都市商業発展の要件に適合することの説明文書 非法定代表者が文書に署名する場合は、法定代表者の委任状を発行しなければならない。

第 13 条 設立済みの外商投資商業企業が店舗開設を申請するときは、下記文書を提出しなければならない。

- (一) 申請書
- (二) 契約書、定款の改訂にかかわるときは、改訂後の契約書、定款を提出しなければならない。

- (三) 店舗開設に関するフィージビリティスタディ報告
- (四) 店舗開設に関する董事会決議
- (五) 企業の直近1年の監査報告
- (六) 企業の出資検証報告(コピー)
- (七) 投資各当事者の登記登録の証明(コピー)、法定代表人の証明(コピー)
- (八) 開設予定店舗が使用土地の使用権証明文書(コピー)及び(又は)建物賃貸借契約(コピー)。但し営業面積が3000平方メートル以下の店舗を開設する場合を除く。
- (九) 開設予定店舗所在地政府が発行した都市発展及び都市商業発展要求に適合することを証明する文書。

非法定代表者が文書に署名した場合は、法定代表者の委託授權書を発行しなければならない。

第14条 外商投資商業企業が締結した商標、商号使用許諾契約、技術譲渡契約、管理契約、サービス契約などの法律文書は、契約の付属文書として(外資商業企業は定款の付属文書としなければならない)、併せて送付しなければならない。

第15条 外商投資商業企業が店舗開設に使用する土地は、国の土地管理に関する法律、行政法規の規定に基づいて、公開入札、競売、価格表示付公開取引などの方式で商業用地を取得しなければならない。

第16条 外商投資商業企業が、国の特別な規定のある商品および割当、許可証管理にかかわる輸出入商品を扱うときは、国の関係規定に参照して手続きを行わなければならない。

第17条 外商投資商業企業が次の商品を扱うときは、本弁法の規定に適合した上で、下記の規定にも適合しなければならない。

外商投資商業企業が図書、新聞、定期刊行物を経営する場合は、《外商投資図書、新聞、定期刊行物販売企業管理弁法》に適合しなければならない。

外商投資商業企業がガソリンスタンドを経営し石油製品の小売販売に従事する場合、安定した石油製品の供給ルートを備え、地元のガソリンスタンド建設計画に適合し、経営する施設が現行の国家標準と計量検定規程の定め適合し、消防、環境保護などの要件を満たさなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途に制定する。

外商投資商業企業が薬品を扱うときは、国の薬品販売に関する管理規範に適合しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途制定する。

外商投資商業企業が自動車を扱うときは、認可された経営範囲内で経営しなければならない。具体的な実施弁法は商務部が別途に制定する。

本弁法第18条及び本条に別途規定のあるものを除き、外商投資で農業副産物、農業生産資料商業企業を設立するときは、地域、株式比率及び投資金額の制限を受けない。

卸売に従事する外商投資商業企業は、2004年12月11日までは薬品、農薬および農業用フィルムを扱ってはならない。2006年12月11日までは化学肥料、石油製品及び原油を扱ってはならない。

小売に従事する外商投資商業企業は、2004年12月11日までは薬品、農薬、農業用フィルム及び石油製品を扱ってはならない。2006年12月11日までは化学肥料を扱ってはならない。

卸売に従事する外商投資商業企業は塩、タバコを扱ってはならず、小売に従事する外商投資商業企業はタバコを扱ってはならない。

第 18 条 同一の外国投資者が国内において開設する店舗が累計で 30 店舗を超え、経営商品に図書、新聞、雑誌、自動車（2006 年 12 月 11 日からは本制限は撤廃）、薬品、農薬、農業用フィルム、化学肥料、石油製品、穀物、植物油、砂糖、綿花などの商品が含まれ、かつ上述の商品が異なるブランドのもので、異なる供給業者から供給される場合、外国投資者の出資比率は 49% を超えてはならない。

第 19 条 外商投資商業企業が他人にフランチャイズ方式で店舗を開設させるときは、本弁法の規定を遵守しなければならないほか、国がフランチャイズ経営活動に対して別途規定がある場合は、その規定をも遵守しなければならない。

第 20 条 外商投資商業企業が競売業務に従事するときは、《競売法》、《文物法》など関係法律に適合しなければならないが、商務部が審査認可を行い、具体的な実施弁法は別途に制定する。

第 21 条 2004 年 12 月 11 日からは、外資商業企業の設立を許可する。

第 22 条 小売に従事する外商投資商業企業及びその店舗の設立地域は、2004 年 12 月 11 日までは、省政府所在都市、自治区の首府、直轄市、計画単列市及び経済特区に限る。2004 年 12 月 11 日以降は、地域制限を撤廃する。

卸売に従事する外商投資商業企業については、本弁法実施の日から地域制限を撤廃する。

第 23 条 外商投資企業が国内において商業分野へ投資する場合は、《外商投資企業の国内投資に関する暫定規定》に適合しなければならないが、且つ本弁法を参照して処理しなければならない。

第 24 条 外商投資商業企業以外のその他の外商投資企業が本弁法第三条に掲げる経営活動に従事している場合は、本弁法の規定に適合し、且つ、法に基づき相応の経営範囲に変更しなければならない。

第 25 条 香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資者、台湾地区の投資者が中国のその他の省、自治区、直轄市で投資して商業企業を設立するときは、次の規定を除き、本弁法を参照して執行する。

(一) 2004 年 1 月 1 日から、香港、マカオの商業サービス提供者は、内地において外資商業企業を設立することができる。

(二) 香港、マカオの商業サービス提供者が内地で設立する小売企業の地域範囲は地区級の市にまで拡大し、広東省においては県級の市にまで拡大する。

(三) 2004 年 1 月 1 日からは、香港、マカオの商業サービス提供者は本弁法の関連条項に基づいて内地において自動車小売業務に従事する商業企業の設立を申請することができるが、その申請前 3 年間の年平均販売額は 1 億米ドルを下回ってはならず、申請前 1 年の資産額は 1000 万米ドルを下回ってはならない。内地において設立する自動車小売企業の登録資本の最低限度額は 1000

万人民元とし、中西部地区に設立する自動車小売企業の登録資本の最低限度額は 600 万人民元とする。

(四) 香港、マカオの永久性居民のうちの中国公民が内地の関係の法律、法規および規則に基づいて個人工商業を設立し商業小売活動(フランチャイズ経営は除く)に従事する場合、その営業面積は 300 平方メートルを超えてはならない。

(五) 本条で規定する香港、マカオの商業サービス提供者は、それぞれ《内地と香港の経済貿易緊密化協定》および《内地とマカオの経済貿易緊密化協定》の中の「サービス提供者」に関する定義および関係規定の要件を満たさなければならない。

第 26 条 外商投資商業企業の関係業界協会への加入を奨励し、企業が規範に従って自らを律することを強化する。

第 27 条 本弁法は商務部が解釈に責任を負う。

第 28 条 本弁法は 2004 年 6 月 1 日から実施する。

第 29 条 旧国家経済貿易委員会、対外貿易経済合作部が共同で公布した《外商投資商業企業試点弁法》は、本弁法実施の日から廃止する。

注記:

中国内において本外商投資商業分野管理弁法の法的効力を有する正式な文書は中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来るが、中国内において法的効力をもつ正式な文書ではありません。